

税 理 士 法 人 和
社 会 保 険 労 務 士 法 人 和
一 般 社 団 法 人 和

大阪 〒540-0012 大阪市中央区谷町 3-4-5・6F
Tel 06-6944-4117 Fax 06-6944-4118

東京 〒102-0075 東京都千代田区三番町 5 番地 40・6F
Tel 03-3239-5490 Fax 03-3239-5491

February, 2015

なごみ便り

www.101dog.co.jp

国外財産調書をご存知ですか？

年が明けて早くも1ヶ月が過ぎ、いよいよ確定申告の時期が近付いてまいりましたが、昨年からの3月15日までに「国外財産調書」の提出も義務付けられています。

そこで、今回は国外財産調書など国外に関連した税制の内容を紹介いたします。

1. 国外財産調書制度

(1) 提出しなければならない方

その年の12月31日において、価額の合計額が5,000万円を超える国外財産を有する居住者は、国外財産調書を、その年の翌年の3月15日までに提出しなければなりません。

(2) 国外財産とは

国外財産とは、「国外にある財産」をいいます。

次に該当する場合は国外財産となります。

- ① 有価証券の口座が開設された金融商品取引業者等の営業所の所在が国外にある有価証券等
- ② 預貯金を預け入れた営業所または事業所の所在が国外にある預貯金 etc...



(3) 国外財産調書への記載事項

国外財産調書には、提出者の氏名・住所（又は居所）に加え、国外財産調書の種類、数量、価額、所在等を記載することとされています。

(4) 期限内に提出した場合のメリット

国外財産調書を期限内に提出した場合は国外財産調書に記載がある国外財産に関して、所得税又は相続税の申告漏れが生じたときであっても、過少申告加算税等が5%軽減されます。

(5) 期限内に提出しなかった場合等

① 提出期限を過ぎてしまった場合

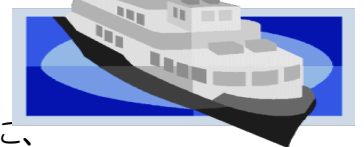
国外財産調書を提出期限内に提出しなかった場合や、期限内に提出しても記載しなければならない国外財産が記載されていない場合に、その国外財産に関して所得税の申告漏れが生じたときは、その国外財産に係る過少申告加算税等が5%加重されます。

② 国外財産調書に虚偽の記載があった場合

国外財産調書に偽りの記載をして提出した場合や国外財産調書を正当な理由なく提出期限内に提出しなかった場合には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることがあります。

2. 富裕層への課税強化

1.の内容に関連しまして2015年度税制大綱より、以下の(1)出国時課税制度の導入と(2)海外扶養控除の厳格化も盛り込まれました。



(1) 出国時課税制度

国外転出（国内に住所及び居所を有しないこととなる）をする時に、有価証券等を保有する場合には、国外転出の時にその含み益に課税されます。

- ・対象者…国外転出時に有価証券等の資産の合計額が1億円以上、かつ国外転出の日前10年以内に、5年超の居住者である方

※国外へ移住する場合だけでなく、1年以上国外に勤務するなど転勤で出国する場合も対象になります。

- ・対象資産…①所得税法に規定する有価証券もしくは匿名組合契約の出資持分
②未決済デリバティブ取引、信用取引もしくは発行日取引

(2) 海外扶養控除の厳格化

確定申告において、非居住者である親族に係る扶養控除、配偶者控除、配偶者特別控除又は障害者控除の適用を受ける居住者は、親族関係書類及び送金関係書類を確定申告書に添付し、又は確定申告書の提出の際、提示しなければならないこととする。

(文章担当：菊本、鳴瀬、大原)

～頭の体操なぞなぞコーナー～

今月のなぞなぞを出題します。解答は次月のなごみ便りに掲載いたしますので、ぜひ挑戦してみてください！

Q.目は四、鼻は九、口は三、では耳は？

先月のQ. かってもらったのに、お金をはらうところはどこ？

先月の答え：散髪屋、床屋、美容院（髪を刈ってもらう）